



厚生労働省群馬労働局発表
令和2年10月2日

報道関係者 各位

	【照会先】 雇用環境・均等室 室長 相川 武志 雇用環境改善・ 均等推進監理官 金井 秀俊 (電話) 027-896-4739
担	
当	労働基準部賃金室 室長 摩庭 精一 室長 補佐 塚越 康幸 (電話) 027-896-4737

施行直前 10月3日から

「群馬県最低賃金」は時間額 837 円に！

～ 賃金引き上げの助成金をご活用ください ～

1 「群馬県最低賃金」は 10月3日から時間額 837 円に引き上げ

○群馬県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わず、群馬県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

○群馬労働局では、中小企業・小規模事業者への賃金引き上げの支援を行ってまいります。賃金UPに活用できる助成金がありますので、お気軽にご相談ください。



2 助成金を活用して、業務効率&労働者の賃金UPを

労働者の賃金をUPさせたいけど、それには【業務効率化が必要】とお考えの皆さまに対し、活用できる助成金の紹介、申請の支援をいたします。ぜひ、ご相談ください。

<問い合わせ先>

群馬働き方改革推進支援センター
(群馬県社会保険労務士会内)
☎0120-486-450

<申請先>

群馬労働局雇用環境・均等室
(前橋地方合同庁舎8階)
☎027-896-4739

① 業務改善助成金をご活用ください

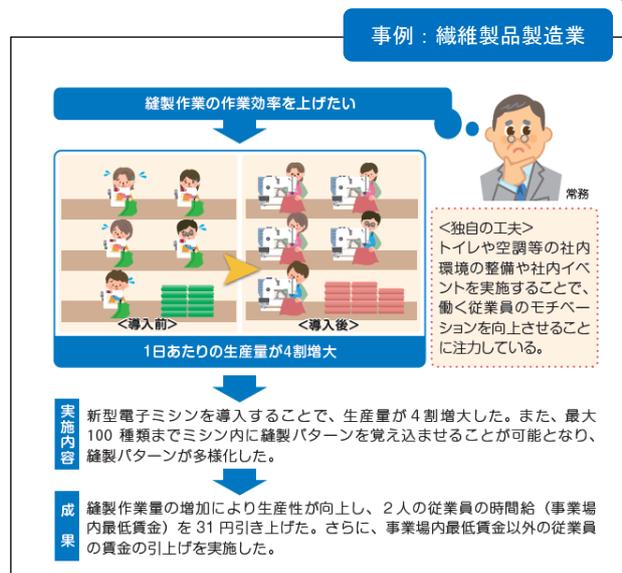
○業務効率UPのための設備投資、人材育成の研修、業務改善コンサルティングなどを行い、事業場内最低賃金を「一定額以上」引き上げた場合、費用の一部を助成します。

○事業場内最低賃金が867円までの中小企業・小規模事業主(かつ事業場規模が100人以下)が対象です(10/3以降)

○助成上限額は、25万円～450万円です。引き上げる賃金の額、労働者の人数によって変わります。

<例>

- ・労働者1人の賃金を25円以上引き上げると ⇒ 助成上限額 25万円
- ・労働者7人以上の賃金を90円以上引き上げると ⇒ 助成上限額 450万円



② 働き方改革推進支援助成金をご活用ください

○業務効率アップの機器を導入等し、労働時間の短縮、年次有給休暇の取得促進、勤務時間インターバルの導入を行う場合、経費の一部を助成します。達成した成果ごとに、25万円～100万円を上限として助成します。

○さらに、賃金を3%以上引き上げると助成額が加算されます。15万円～最大240万円。引き上げる賃金の額、労働者の人数によって変わります。

○助成金の申請には、36協定、就業規則への年休の時季指定の整備などが必要です。こちらの整備の支援もいたします。

<添付資料>

リーフレット「群馬県最低賃金 令和2年10月3日から〔時間額〕837円 2円UP」

リーフレット「令和2年度業務改善助成金のご案内 群馬県版」

リーフレット「働き方改革推進支援助成金 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内」

リーフレット「働き方改革推進支援助成金 勤務間インターバル導入コースのご案内」

守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

群馬県 最低賃金

837 円



令和2年
10月3日から
〔時間額〕

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/> [最低賃金制度](#) [検索](#)



最低賃金に関するお問い合わせは

群馬労働局または最寄りの労働基準監督署へ

群馬労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。



確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

4 上記1,2,3が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょ！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成

業務改善
助成金

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索

賃金引上げを
支援する助成金を
積極的に
利用しましょう。



専門家による無料相談を
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り
組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R2.9)

令和2年度 業務改善助成金のご案内

群馬県版

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を25円以上引き上げ、**10万円以上の設備投資**（設備投資の例は裏面参照）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

⇒賃金の引上げと設備投資の両方を行うことが必要となります。

概要

※申請期限：令和3年1月29日

※予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります

コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率			
25円コース	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 群馬県の場合、事業場内最低賃金が865円まで ※令和2年10月3日以降の申請は867円まで ②事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10（※1）			
	2～3人	40万円					
	4～6人	60万円					
	7人以上	80万円					
30円コース	1人	30万円		以下の2つの要件を満たす事業場 ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 群馬県の場合、事業場内最低賃金が865円まで ※令和2年10月3日以降の申請は867円まで ②事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10（※1）		
	2～3人	50万円					
	4～6人	70万円					
	7人以上	100万円					
60円コース	1人	60万円			以下の2つの要件を満たす事業場 ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 群馬県の場合、事業場内最低賃金が865円まで ※令和2年10月3日以降の申請は867円まで ②事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5（※1）	
	2～3人	90万円					
	4～6人	150万円					
	7人以上	230万円					
90円コース	1人	90万円				以下の2つの要件を満たす事業場 ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 群馬県の場合、事業場内最低賃金が865円まで ※令和2年10月3日以降の申請は867円まで ②事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5（※1）
	2～3人	150万円					
	4～6人	270万円					
	7人以上	450万円					

（※1）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準をこえている場合等に、加算して支給されます。

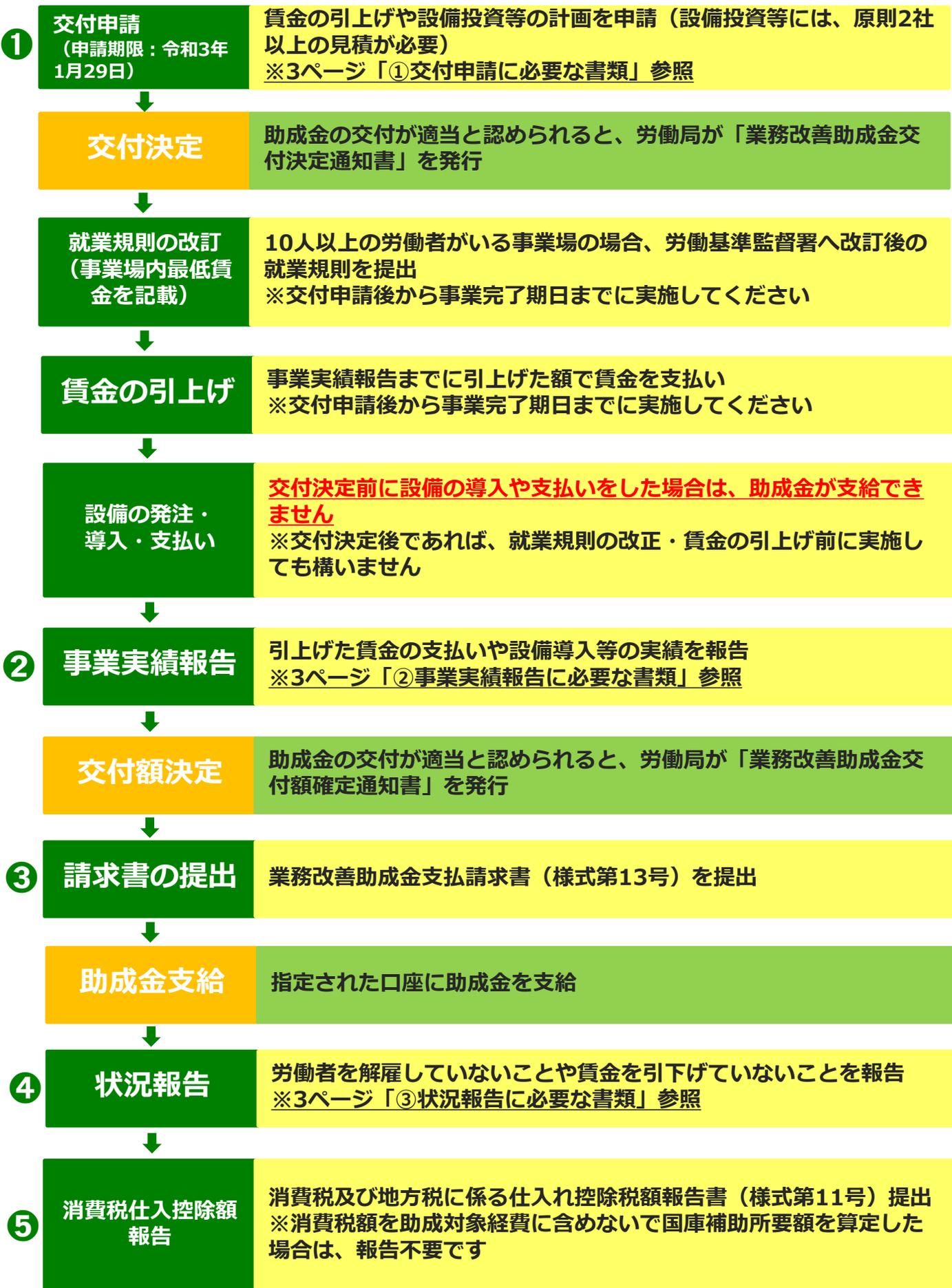
- ・導入設備は、生産性向上・労働能率の増進に資するものが対象です。
- ・自動車は、特殊用途自動車のみ対象になります。
- ・パソコンやタブレット端末は、特定のシステムを導入するために既存のパソコン等では稼働せず、システムと一体となって使用する場合は対象となり得ます。
- ・他の導入事例は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/index.html

【生産性向上の事例集】



申請手続きの流れ



※ ① から ⑤ の段階で、労働局に書類を提出していただきます。

※ 2 ページ、 3 ページに記載されている「様式」「別紙」は厚生労働省ホームページをご覧ください。（ホームページのURL及びQRコードは 4 ページに記載されています）

① 交付申請に必要な書類			チェック
1	原本	業務改善助成金交付申請書（様式第1号）	
2	原本	国庫補助金所要額調書（別紙1）	
3	原本	事業実施計画書（別紙2）	
5	写し	助成対象経費の見積書（原則2者以上の見積）	
6	写し	導入設備等のカタログまたはパンフレット	
8	写し	賃金台帳（申請前3か月からの全労働者分）	
その他（生産性要件を希望する場合）			チェック
10	原本	生産性要件算定シート（共通要領 様式第2号）	
11	写し	損益計算書、総勘定元帳等（直近年度とその3年前年度分）	
12	原本	与信取引等に関する情報提供に係る承諾書（共通要領 様式第3号） ※生産性の伸びが1%以上6%未満の場合	

② 事業実績報告に必要な書類			チェック
1	原本	業務改善助成金事業実績報告書（様式第9号）	
2	原本	国庫補助金精算書（別紙1）	
3	原本	事業実施結果報告（別紙2）	
4	写し	導入した設備の内容を確認できる書類（①②いずれも） （①納品書、②導入した設備の写真）	
5	写し	経費の支出を確認できる書類（①②いずれも） （①請求書・領収書、②振込記録が確認できる預金通帳）	
6	写し	就業規則（事業場内最低賃金を記載したもの） ※10人以上の労働者がいる事業場の場合、監督署の受理印が押印されているものを提出してください。	
7	写し	賃金台帳（交付申請から事業実績報告書提出までの全労働者分）	

③ 状況報告に必要な書類			チェック
1	原本	状況報告（様式第8号）	
2	写し	賃金台帳（賃金を引き上げてから支払請求手続を行った日の前日又は賃金を引き上げてから6か月を経過した日のいずれか遅い日までの全労働者分）	

導入設備の例

業種	導入設備
全業種	システム関係（ 会計・業務・売上・顧客管理 等）、 受発注機能付きホームページ
農業	野菜計量器、自動包装機、耕運機
建設業	建築積算システム 、ショベル機、型枠自動洗浄機、
食料品製造業	自動包装機、充填機、フードプリンター、ベルトコンベア、 こんにやく成型機
印刷業	裁断機、デジタル検査機、紙枚数計数機、 製版機
プラスチック製造業	接着剤投入ポンプユニット、3DCADシステム、 コンプレッサー
情報サービス業	自動計測システム、大容量データベースサーバー
運送業	デジタルタコグラフ
タクシー業	配車システム
専門サービス業	電子申請システム、会計システム、 労務管理システム
小売業	セミセルフPOSレジ、自動釣銭機、 シール印刷機 、 業務用冷蔵庫
卸売業	フォークリフト
飲食業	食器洗浄機 、券売機、加熱攪拌機、 真空包装機 、多機能加熱調理機
美容業	オートシャンプー 、フェイシャルマッサージ器、脱毛器、電子カルテ
クリーニング業	全自動ドライ機、パンツプレス機、立体包装機
歯科医院	デジタルレントゲン装置、歯形取り機、 器具洗浄機
整骨院	高周波温熱機器、半導体レーザー治療器
介護事業	福祉車両 、電子カルテ、自動食器洗浄機、 除菌消毒器 、見守り支援システム
廃棄物処理業	廃材処分機
自動車整備業	タイヤチェンジャー、門型リフト、自動洗車機
ビルメンテナンス業	自動床洗浄機、業務用カーペットクリーナー

※太字は群馬県での導入事例です

お問い合わせ先

- ◆「**群馬働き方改革推進支援センター**」に、お気軽にお問い合わせください。

所在地：〒371-0846 前橋市元総社町5-2-8-9 群馬県社会保険労務士会内 ☎0120-486-450



申請書類

- ◆ 交付要綱・交付要領・申請書等については、厚生労働省のホームページに掲載されています。⇒

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html



申請先

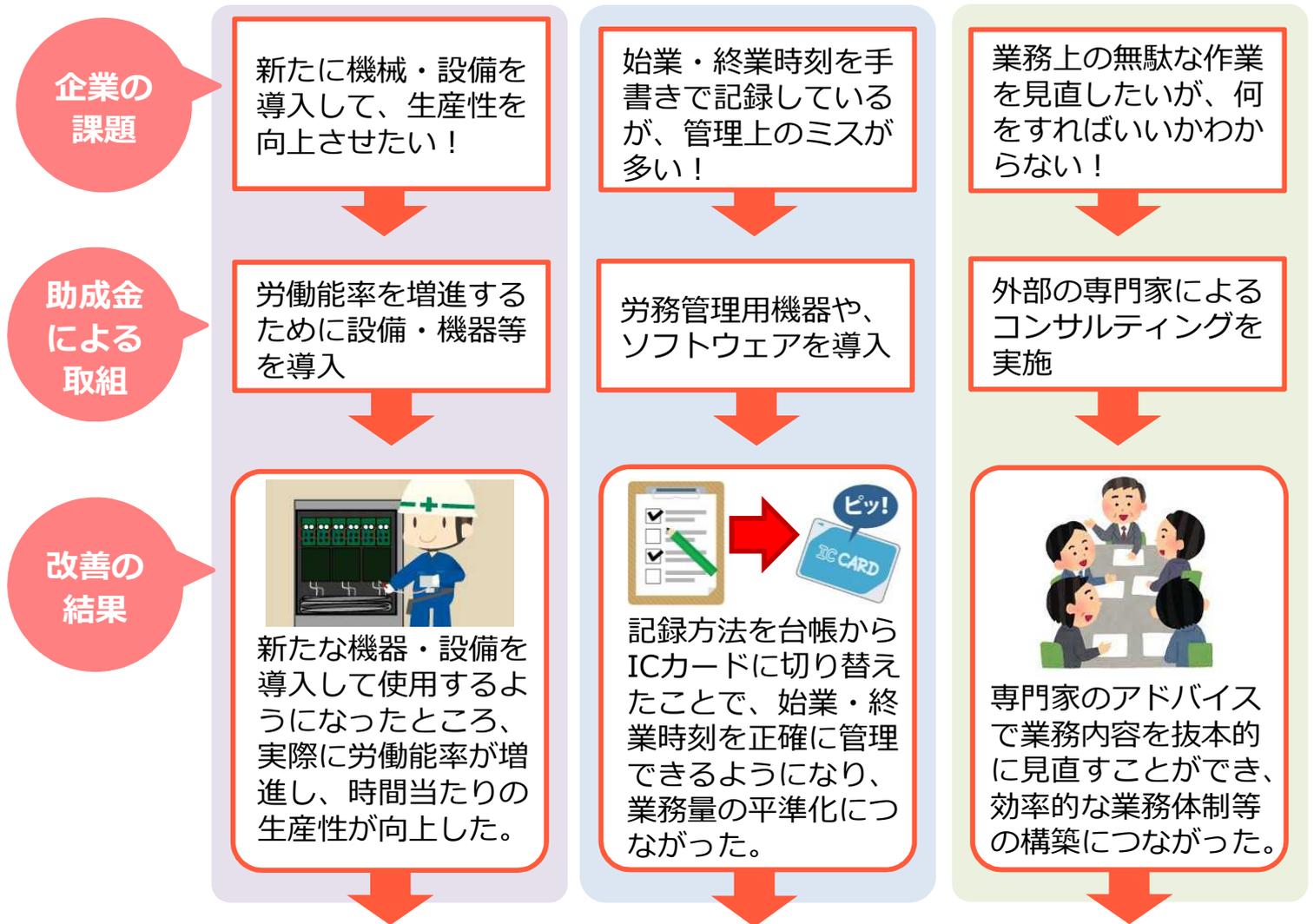
- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、**群馬労働局雇用環境・均等室**です。

所在地：〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 ☎027-896-4739

「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制**が適用されています。
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

課題別に見る助成金の活用事例



生産性の向上を図ることにより、働きやすい職場づくりが可能に!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

 ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または **雇用環境・均等室**にお尋ねください。

【本コースを今年度活用される事業主、またはこれまで支給を受けた事業主の方へ】

▶ 働き方改革に取り組む上で、人材の確保が必要な中小企業事業主の皆様を支援する人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）が創設されました。

本コースの支給を受けた事業主が、助成の対象事業主となります。

詳細は以下のHPをご参照ください。

（働き方改革推進支援助成金とは窓口が異なります。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313_00001.html



労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であり、全ての対象事業場について下記に該当すること
 - 36協定を締結していること
 - 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること
- 交付申請時点で、「成果目標」①から④の設定に向けた条件を満たしていること。

(※1)中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施～

- 労務管理担当者に対する研修(※2)
 - 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
 - 外部専門家によるコンサルティング
 - 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - 人材確保に向けた取組
 - 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
 - テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
 - 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)
- (※2) 研修には、業務研修も含まれます。
(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は11月30日(月))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施(事業実施は1月29日(金)まで)

労働局に支給申請(締切は2月12日(金))

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



※電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら (<https://jgrants.go.jp/>)

成果目標

①から④の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。

- 全ての対象事業場において、月60時間を超える36協定の時間外労働時間数を縮減させること。
 - 時間外労働時間数で月60時間以下に設定
 - 時間外労働時間数で月60時間を超え月80時間以下に設定
- 全ての対象事業場において、所定休日を1日から4日以上増加させること。
- 交付要綱で規定する特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇)の何れか1つ以上を全ての対象事業場に新たに導入すること
- 時間単位の年次有給休暇制度を全ての対象事業場に新たに導入させること

- 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上又は、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

支給額

「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

助成額	以下のいずれか低い額
	I ①～④の上限額及び加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※4) (※4) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、「支給対象となる取組」で⑥から⑧を実施する場合、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

- 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働時間数等が月80時間を超える時間外労働時間数を設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働時間数で月60時間を超える時間外労働時間数を設定している事業場
時間外労働時間数で月60時間以下に設定	100万円	50万円
時間外労働時間数で月60時間を超え月80時間以下に設定	50万円	—

- 成果目標②の上限額

- ・所定休日3日以上増加：50万円
- ・所定休日1～2日以上増：25万円
- 成果目標③達成時の上限額：50万円
- 成果目標④達成時の上限額：50万円
- 賃金引上げの達成時の加算額

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)

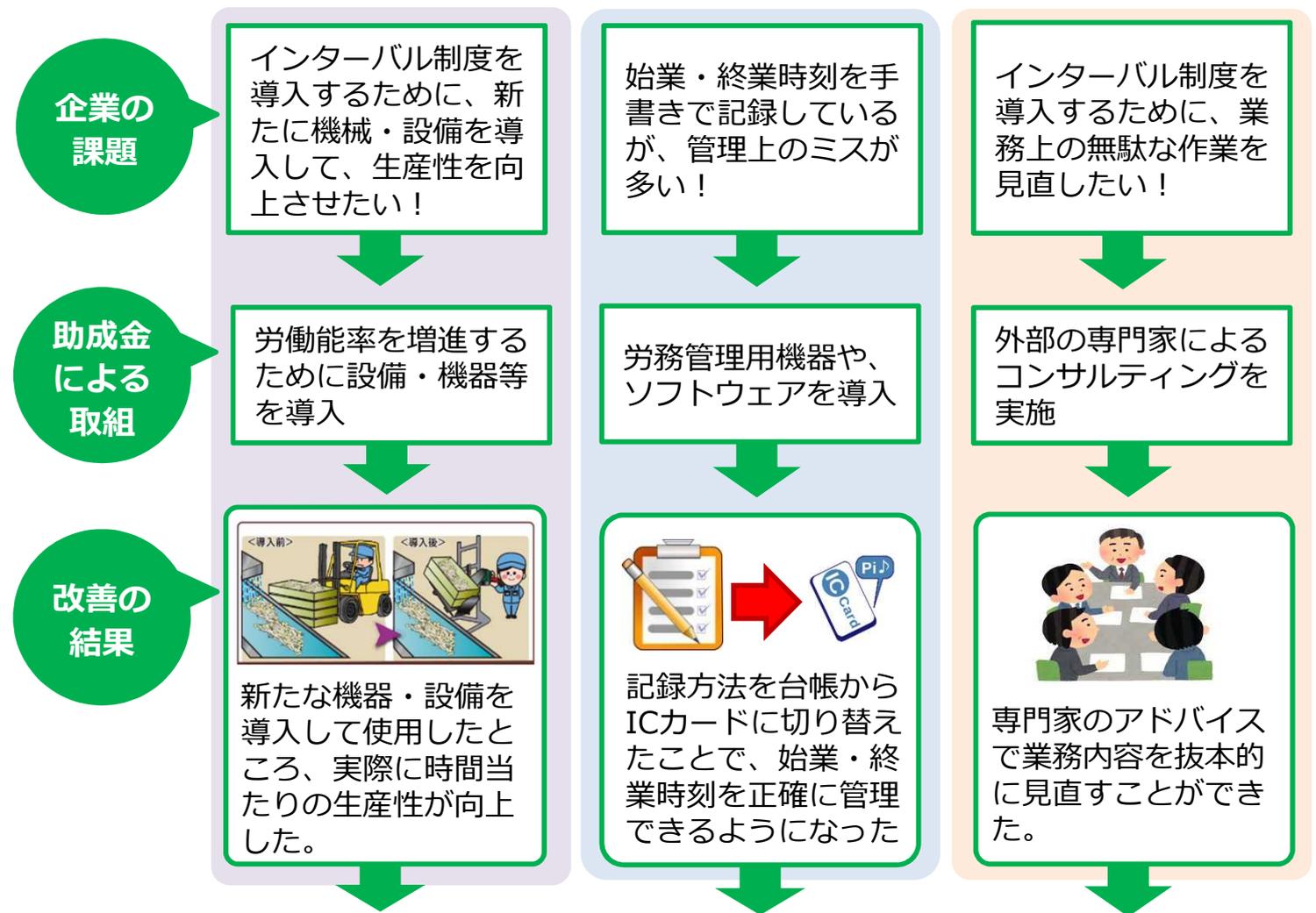


「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、**平成31年4月から**、制度の導入が**努力義務化**されています。

このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



勤務間インターバルの導入により、労働時間等の設定改善を推進!!

助成内容については、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または **雇用環境・均等室** にお尋ねください。

【本コースを今年度活用される事業主、またはこれまで支給を受けた事業主の方へ】

▶ 働き方改革に取り組む上で、人材の確保が必要な中小企業事業主の皆様を支援する人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）が創設されています。

本コースの支給を受けた事業主が、助成の対象事業主となります。

詳細は以下のHPをご参照ください

（働き方改革推進支援助成金とは窓口が異なります）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313_00001.html



勤務間インターバル導入コースの助成内容

対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主（※1）であり、全ての対象事業場について、原則として下記に該当すること。
 - ・36協定を締結している
 - ・年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備している
2. 次のいずれかに該当する事業場を有すること。
 - ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
 - ② 既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
 - ③ 既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

（※1）中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)

(※2) 研修には、業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

- **新規導入**【対象事業主2.①に該当する場合】
新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- **適用範囲の拡大**【対象事業主2.②に該当する場合】
対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること
- **時間延長**【対象事業主2.③に該当する場合】
所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休息時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

- 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。補助率と上限額については、「新規導入」に該当するものがある場合は表1、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」のみの場合は表2により、最も短い休息時間数に応じたものになります。

【表1】新規導入に該当するものがある場合

休息時間数(※4)	補助率(※5)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	80万円
11時間以上	3/4	100万円

【表2】適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休息時間数(※4)	補助率(※5)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	40万円
11時間以上	3/4	50万円

(※4) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

(※5) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、「支給対象となる取組」で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

賃金引き上げの達成時の加算額

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は11月30日(月))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請
(締切は2月12日(金))

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら (<https://jgrants.go.jp/>)

